

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

P45

「⑥ 被害者と直接接することとなる警察官、～児童相談所職員、」の後に、「地域包括支援センター職員」を追加すべきである。

理由：P44 の②の後段において、「高齢者における配偶者からの暴力被害も多い」とあり、関係機関間や職員間の連携を促進する必要があるため。

P46

「⑩ 性犯罪被害者に対する～専門的知識・技能を備えた医師、看護師、」の後に、「医療ソーシャルワーカー」を追記すべきである。

理由：医療機関関係者等に包含されているが、療養中における相談支援をはじめ、生活支援等の役割を担う職種であることを明確にする必要があるため。

P47

「⑯ 性犯罪・性暴力の実態把握～拡充に努める」の次に、新規項目として「⑰ 性犯罪再発防止の観点から、ソーシャルネットワークを含め、加害者に対する支援を推進する」を追加すべきである。

理由：「性暴力等を許さない気運の更なる醸成に向けた予防啓発の拡充に努める」のみならず、性犯罪者の再犯リスクを軽減する観点からも、ソーシャルネットワークをふくめ、加害者に対する支援を推進する必要があるため。

P47

「② 学校、児童福祉施設等子ども～被害を打ち明けられる可能性がある保育士、教師」の後に、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー」を追記すべきである。

理由：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは児童生徒の身近な相談者の位置づけのため。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

P57

「(1) 施策の基本的方向」に新たに次の項目を追加すべきである。

「○ 相談や見守りなどによって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善する取り組みを推進する」

P58

「具体的な取組 ア 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組」に次の項目を追加すべきである。

「⑥ 支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ相談機関との連携を図り問題解決を担う婦人相談員の機能充実を図る。」

理由：婦人保護事業における婦人相談員は、対象となる女性の人権を尊重し、権利擁護を図る立場から、支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じ関係機関との連携を図りながら問題解決を担う役割を有している。また、相談によって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善していけるよう、ソーシャルアクションなどの役割を担っている。

しかしながら、婦人相談員は非常勤だったり、勤続年数が短かったりする人が多く、高い専門性が必要な職であるにもかかわらず、経験やキャリアを積める体制になっていないという指摘もある。専門的知識や技術を有するソーシャルワーク専門職の不足によって、貧困等生活上の困難を抱える女性に対して支援が行き届かない要因の1つと言える。そのため、「相談や見守りなどの様々な機会を通じて必要な支援につなげていく」ことに留まらず、「高齢、疾病、障害などの理由で働くことができない女性が貧困に陥ることがないように、個人の様々な生き方に沿った支援」に加え、相談によって顕在化された地域、社会における施策や制度の課題を、地域や社会全体で改善していけるよう、国全体として取り組むことを、施策の基本的方法に明記すべきであり、そのことによって、男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備につながるものとする。

P60

「(1) 施策の基本的方向」に新たに次の項目を追加すべきである。

「○ 高齢者、障害者、外国人等が地域で安心して暮らすために、当人をとりまく家族・住民・地域の環境を調整するソーシャルワークが機能する体制づくりを進める。」

理由：高齢者、障害者、外国人等が抱える生活課題は、個別性が高く、制度から抜け落ちる者は必ず存在する。また、安心は制度のみで充足されるものではなく、その人個人を取り巻く家族や地域住民との関係性も含めて充足されるものである。ソーシャルワークは、その人と制度を繋げたり、家族や地域住民もその人を取り巻く一つの資源としてその人が安心して生活できるよう調整するなど、人々の生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。そこで、ソーシャルワーク専門職の配置の充実を図ることが必要と考える。